

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ
平成二十一年七月四日

告示

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○県営土地改良事業の工事の完了

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の区域変更

○指定確認検査機関の指定

○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

○富城県上沼高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)

○土地改良区役員の退任の届出

○富城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(五件)

○開発行為に関する工事の完了

正誤

○富城県公報第一七四三号中

○富城県公報第一九四二号中

○富城県公報平成一四年号外第一二二号中

○富城県公報平成二〇〇年号外第五号中

五五五五五

○富城県公報平成二〇〇年号外第八号中
○富城県公報平成二〇〇年号外第一六号中

○富城県告示第七百十号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

告示

○富城県告示第七百十一号

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 natural science
一 代表者の氏名 遠藤 理平
二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区北目町四・七HSGビル三階(Five Bridge
(内))

三 定款に記載された目的 この法人は、幼・小学生を対象とした豊かな自然のなかで行なう教育
プログラム「体験型自然科学の教室」と、中・高校生を対象とした現

役科学者と一緒に身近なテーマを題材に研究するプログラム「週末研究」の企画・運営や、その成果を発表するサイエンスカフェを通じて、地域に根ざした科学教育・環境教育の場を創っていくことを目的とする。

○富城県告示第七百十一号
県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二十三条の二第三項の規定により公告する。

五号

平成二十一年七月四日

富城県知事 村井嘉浩

工事完了年月日

地区名	事業の名称
一本杉	経営体育成基盤整備事業

工事完了年月日
平成二十一年五月三十日

○富城県告示第七百十一号

五五

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第一十九條の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
仙台市青葉区新川字八森四の四

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区福岡字岳山四、四の一、一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一三の二、一三の

三、一六の一・一六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六の四、一七の一、一七の一、朴沢字地獄（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 三百九十八号
三 道路の区域

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。
○宮城県告示第七百三十三号
その関係図面は、平成二十年七月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

○宮城県告示第七百三十三号
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

変更の区間				前 後 後 A	前 B	A	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
B	A	B	A						
一一・〇		一一・三・〇					五・五・〇	三、九八四・〇	
一一・〇		一一・三・〇					一・〇・〇	二、八九三・〇	

○宮城県告示第七百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

仙台市青葉区上杉一丁目一一番二十号
財團法人宮城県建築住宅センター

宮城県公報

<p>二 指定の区分</p> <p>建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十二号）第十五条 第一号から第十四号まで</p> <p>三 業務区域</p> <p>宮城県全域</p>	<p>四 確認検査の業務を行う事務所の所在地</p> <p>仙台市青葉区上杉一丁目一一番二十号</p>	<p>五 指定年月日</p> <p>平成二十年八月一日</p>	<p>六 確認検査の業務の開始年月日</p> <p>平成二十年七月四日</p>
<p>○富城県告示第七百十五号</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十年七月四日</p>	<p>宮城県知事 村井嘉浩</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十年七月四日</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>仙台市青葉区上杉一丁目一一番十六号</p> <p>登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一</p> <p>全国農業協同組合連合会宮城県本部</p> <p>みやぎ登米農業協同組合</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>宮城県知事 村井嘉浩</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十年七月四日</p>
<p>○富城県告示第七百十七号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。</p> <p>平成二十年七月四日</p>	<p>二 委託期間</p> <p>平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>仙台市青葉区上杉一丁目一一番十六号</p> <p>登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一</p> <p>全国農業協同組合連合会宮城県本部</p> <p>みやぎ登米農業協同組合</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>宮城県知事 村井嘉浩</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十年七月四日</p>
<p>○富城県告示第七百十九号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十年四月一日次のとおり委託した。</p> <p>平成二十年七月四日</p>	<p>二 委託期間</p> <p>平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>仙台市宮城野区苦竹四丁目一一番二十号</p> <p>株式会社 仙花</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>宮城県知事 村井嘉浩</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十年七月四日</p>
<p>○富城県告示第七百六十六号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県上沼高等学校の農産物のなかだ農産物直売所における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十年三月三十日次のとおり委託した。</p> <p>平成二十年七月四日</p>	<p>二 委託期間</p> <p>平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>仙台市宮城野区苦竹四丁目一一番二十号</p> <p>株式会社 仙花</p>	<p>一 委託の相手方</p> <p>宮城県知事 村井嘉浩</p> <p>県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>平成二十年七月四日</p>

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号
名取市増田一丁目十二番三十六号全国農業協同組合連合会宮城県本部
名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○宮城県告示第七百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十年四月一日次とのおり委託した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号
名取市増田一丁目十二番三十六号仙台中央食肉卸売市場株式会社
名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○宮城県告示第七百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十年四月一日次とのおり委託した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号
大崎市古川新田字昭和三十七番地一全国農業協同組合連合会宮城県本部
高橋畜産 代表 高橋正紀

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○宮城県告示第七百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高

等学校の農産物の仙台市中央卸売市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十年四月一日次とのおり委託した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

宮城県氣仙沼地方振興事務所

二 委託期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで

○宮城県告示第七百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十年七月四日

宮城県氣仙沼地方振興事務所
所長 河端章好

退任年月日	氏名	住所	所	監事	役職名
平成二十年六月二十一日	森 芳秋	本吉郡本吉町後田一九一			

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年七月四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は特定役務の名称及び数量 テレビ会議システム賃貸借業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県環境生活部原子力安全対策室

大崎市青葉区本町三丁目八番一号
大崎市古川新田字昭和三十七番地一

三 落札者を決定した日 平成二十年六月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 リコー東北株式会社

仙台市青葉区五橋一・五・三
五千三百三十五万七千六百円

五 落札金額

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行つた日 平成二十年四月二十五日

（区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年七月四日

一	工事を完了した開発区域(工区)に領まれる地域の名称	宮城県知事 村井嘉浩
二	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)	角田市角田字中島上五十七番之一の一部
		角田市
		正誤
○	宮城県公報第一七四三号(平成十八年三月二十四日付け)中 ページ 上段 行 正	誤
五一	泉警察署	
○	宮城県公報第一九四二号(平成二十年三月十八日付け)中 ページ 下段 行 正	
九	仙台泉警察署	
○	宮城県公報平成一年号外第一二一號(平成十一年三月三十一日付け)中 ページ 上段 行 正	
五	仙台泉警察署	
○	宮城県公報平成一四年号外第一六号(平成十四年三月二十九日付け)中 ページ 下段 行 正	
九	後ろから一四四条の二中「前二条」を 「第二十四条の二中「前二条」を 前二条」に改め、同条を 調査事業費	
一〇	第一二十四条の二を 誤	
○	宮城県公報平成一〇年号外第五号(平成一十年三月二十五日付け)中 ページ 下段 行 正	
一	年度事業 調査費	
○	宮城県公報平成一〇年号外第八号(平成一十年三月三十一日付け)中 ページ 下段 行 正	
一〇	同項第一号 誤	
四	八をへとし 誤	
四行	正	
下段	八をへとし 誤	
ページ	正	
一〇	八をへとし 誤	

○宮城県公報平成二〇年号外第一六号(平成二十年三月三十一日付け)中
ペーパー設行正

三

第十八号とし、第三十一号を削る。

第二十八号とする

第八条 削除
第十一条 第一項中「組織を」を
「組織に」に改める。